

## 議案第71号

### 松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

#### 松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第19項中「割合は零」の次に「（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては零）」を加える。

附則第12条の次に次の1条を加える。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(2) 附則第 10 条の 2 第 19 項の改正規定及び附則第 3 条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 附則第 12 条の次に 1 条を加える改正規定 公布の日  
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の松阪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。次項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）附則第 10 条の 2 第 19 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物付属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和 3 年 4 月 1 日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該施行の日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和 3 年 4 月 1 日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第 10 条の 2 第 19

項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項」とする。